

低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について

京都府道路公社

この運用は、一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等における「低入札価格調査制度に係る取扱要領」(以下「要領」という。)第2条(調査基準価格の設定)及び第2条の2(特別重点調査)の運用を、所管する各部局で工事の種別ごとに定め、それらを取りまとめたものです。

なお、最低制限価格制度の運用については、調査基準価格を参考に価格を設定することとしています。

1 調査基準価格等の設定

(1) 調査基準価格及び特別重点調査基準(以下「調査基準価格等」という。)の設定

工事の種別		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの
土木	鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	土木電気通信 設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
	土木機械設備 工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等
建築	建築工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等
	建築機械設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等
	建築電気設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等
	昇降機設備工事等、製造部門 を持つ専門工事企業対象工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.2	一般管理費等
	建築に係る解体工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
調査基準価格(合計額)※			×0.95	+ ×0.9	+ ×0.8	+ ×0.3
特別重点調査(費目毎)※			×0.75	×0.7	×0.7	×0.3

※:合計額から率による価格の算出方法や切り捨て方法等、詳細は取扱要領を参照のこと

(2) 調査基準価格等の設定にあたり、要領第2条第1号イ及びウ並びに第2条の2第2号及び第3号で規定する共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ、積上げによる費用を含むものとする。

2 複数の工事の種別から構成される工事における調査基準価格等の設定

調査基準価格等の設定にあたり、複数の工事の種別から構成される工事については要領第2条第1号及び第2条の2の経費の区分においてそれぞれ工事の種別毎に算出したものの和を調査基準価格等

3 改正(H23.12.15)

<新旧対照表>

改正前

工事の種別		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの
調査基準価格(合計額)※			×0.95	+ ×0.9	+ ×0.7	+ ×0.3
特別重点調査(費目毎)※			×0.75	×0.7	×0.7	×0.3

改正後

工事の種別		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの
調査基準価格(合計額)※			×0.95	+ ×0.9	+ ×0.8	+ ×0.3
特別重点調査(費目毎)※			×0.75	×0.7	×0.7	×0.3

<改正理由>

低入札価格調査制度に係る取扱要領の改正(モデル式の改定)

(参考) 低入札価格調査制度に係る取扱要領(抄)

(調査基準価格の設定)

第2条 工事の請負に係る競争入札において、最低の入札価格によつては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者等の定める割合を、予定価格に乗じて得た価格とする。

ただし、その割合の算定は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(特別重点調査)

第2条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査(以下「特別重点調査」という。)を実施するものとする。

- (1) 直接工事費 10分の7.5
- (2) 共通仮設費 10分の7
- (3) 現場管理費 10分の7
- (4) 一般管理費等 10分の3